

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第32号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(通報)</p> <p>第4条 知事は、1級建築士、2級建築士又は木造建築士が法第7条第2号<u>若しくは第3号</u>、法第9条第1項第4号又は法第10条第1項各号のいずれかに該当するに至つたときは、1級建築士については国土交通大臣に、2級建築士又は木造建築士については免許を与えた都道府県知事に、その事実を通報するものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第5条 法第4条第2項又は第3項の規定によつて2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、<u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u>を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(免許取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第10条 法第8条の2の規定による2級建築士又は木造建築士に係る届出は、別記第5号様式による届に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 法第8条の2第1号に掲げる場合に該当することとなつたとき 免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>(2) 法第8条の2第2号に掲げる場合に該当することとなつたとき 免許証又は免許証明書、確定判決書の写し及び事件の概要を記載した書面</p> <p>(3) <u>法第8条の2第3号</u>に掲げる場合に該当する</p>	<p>(通報)</p> <p>第4条 知事は、1級建築士、2級建築士又は木造建築士が法第7条第2号、<u>第3号若しくは第4号</u>、法第9条第1項第4号又は法第10条第1項各号のいずれかに該当するに至つたときは、1級建築士については国土交通大臣に、2級建築士又は木造建築士については免許を与えた都道府県知事に、その事実を通報するものとする。</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第5条 法第4条第2項又は第3項の規定によつて2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、<u>戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しないことを証明する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）</u>を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(免許取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第10条 法第8条の2の規定による2級建築士又は木造建築士に係る届出は、別記第5号様式による届に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) 法第8条の2第1号<u>又は第2号</u>に掲げる場合に該当することとなつたとき 免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>(2) <u>法第8条の2第3号</u>に掲げる場合に該当することとなつたとき 免許証又は免許証明書、確定判決書の写し及び事件の概要を記載した書面</p>

こととなつたとき 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

- 2 2級建築士又は木造建築士が失踪宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失踪の届出義務者は、失踪宣告の日から30日以内に、別記第5号様式による届に免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 2級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、別記第6号様式による申請書に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該2級建築士又は木造建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該2級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

（免許の取消し等の処分のお知らせ）

第24条 知事は、県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項若しくは第2項の規定により2級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により2級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を県指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

別記

第1号様式（第5条関係）

- 2 2級建築士又は木造建築士が失そう宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失そうの届出義務者は、失そう宣告の日から30日以内に、別記第5号様式による届に免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 2級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、別記第6号様式による申請書に免許証又は免許証明書及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消の通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

（免許の取消し等の処分のお知らせ）

第24条 知事は、県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により2級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により2級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を県指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

別記

第1号様式（第5条関係）

2級
木造建築士免許申請書

(略)

2級 私は、木造建築士の免許を受けたいので、 <u>本籍の記載のある住民票の写し</u> を添えて申請します。	(略)
--	-----

(略)

欠格事由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	2 (略)
	3 (略)
	4 (略)
	5 <u>精神の機能の障害により2級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。</u> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

(略)

第5号様式 (第10条関係)

2級 死亡等
木造建築士失踪宣告届

(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 違反した法令の規定欄及び刑の確定した年月日欄は、建築士法第8条の2第2号の規定による届出の場合のみ記載してください。

2級
木造建築士免許申請書

(略)

2級 私は、木造建築士の免許を受けたいので、 <u>戸籍謄本（又は戸籍抄本）及び登記事項証明書</u> を添えて申請します。	(略)
---	-----

(略)

欠格事由	1 <u>後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。</u> <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/>
	2 <u>禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。</u> <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	3 (略)
	4 (略)
	5 (略)

(略)

第5号様式 (第10条関係)

2級 死亡等
木造建築士失踪宣告届

(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 違反した法令の規定欄及び刑の確定した年月日欄は、建築士法第8条の2第3号の規定による届出の場合のみ記載してください。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。